

## 富士市スポーツ施設指定管理事業に係る事業者募集要項

この要項は、富士市スポーツ施設指定管理事業に係る事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

### 1. 募集の概要

---

(1) 事業の名称

富士市スポーツ施設維持管理事業

(2) 募集の目的

富士市スポーツ施設は、市民の生涯スポーツの普及振興を図り、市民の健康増進に資するため、多様化する市民ニーズに応え、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しむことができ、様々なスポーツ活動の拠点として利用される施設運営を目指している。

また、厚原スポーツ公園は、都市公園とスポーツ施設を一体の施設として整備したものであることから、富士市スポーツ施設の設置目的に加え、都市の緑とオープンスペースを確保し、市民のふれあい、休息、レクリエーション活動など、公園としての公共の福祉を図ることとしている。

スポーツ施設及び公園運営に長けた、専門的な知識を有する指定管理者による管理運営を実施し、民間の持つ知識や工夫、集客のためのPR能力や運営のノウハウを活用することで利用者ニーズに応えるとともに、安全で秩序ある公共施設となるよう、施設の整備や運営について優れた提案を募集し、プロポーザル方式にて指定管理者を決定する。

### 2. 指定管理予定施設

---

(1) 名称・所在地

NO.	名称	所在地
1	富士市立富士体育館	富士市 御幸町 8 番 1 号
2	富士市立富士体育館附属富士柔剣道場	〃 本市場 280 番地
3	富士市立富士川体育館	〃 木島 89 番地の 1
4	厚原スポーツ公園 (スポーツ施設及び都市公園)	〃 厚原 1111 番地
5	富士川緑地 (左岸)	〃 五貫島 750 番地
	富士川緑地 (右岸)	〃 中之郷地先
6	富士川河川敷憩いの広場	〃 中之郷地先
7	富士市東球場	〃 中里 2626 番地の 36
8	富士市東部スポーツ広場	〃 船津 776 番地の 1

(2) 施設規模

ア 富士市立富士体育館

敷地面積	4,827 m <sup>2</sup>
建築延床面積	5,773 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
開設年月日	平成3年8月1日

イ 富士市立富士体育館附属富士柔剣道場

敷地面積	780 m <sup>2</sup>
建築延床面積	502 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造平屋建
開設年月日	平成3年1月21日

ウ 富士市立富士川体育館

敷地面積	26,135 m <sup>2</sup>
建築延床面積	5,149 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
開設年月日	平成7年6月1日

エ 厚原スポーツ公園（スポーツ施設）

敷地面積	37,516 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和56年4月1日

オ 厚原スポーツ公園（都市公園）

敷地面積	10,900 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和55年4月1日

カ 富士川緑地

敷地面積	247,457 m <sup>2</sup> （左岸185,200 m <sup>2</sup> 、右岸62,257 m <sup>2</sup> ）
開設年月日	昭和49年6月30日（左岸）、令和3年4月1日（右岸）

キ 富士川河川敷憩いの広場

敷地面積	102,000 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成10年3月

ク 富士市東球場

敷地面積	18,381 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和52年7月31日

ケ 富士市東部スポーツ広場

敷地面積	12,536 m <sup>2</sup>
開設年月日	平成18年7月1日

※ 施設内容については、別添「富士市スポーツ施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の3 施設の概要 (3) 施設規模のとおり。

### 3. 業務内容

---

別添「仕様書」のとおり

### 4. 指定期間

---

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### 5. 指定管理料

---

予算上の債務負担行為設定額である1,161,055千円を上限とし、指定管理料を設定することとする。（期間全体・消費税及び地方消費税相当額を含む。）また、年度末において指定管理料に余剰金が発生した場合、原則として、その返還は求めないものとする。

なお、指定管理期間中に災害の発生等の特別な事情により当該額での管理運営が困難となった場合には、別途協議を行う。ただし、指定管理の業務が、仕様書に定める基準に満たない場合は、上記指定期間の中で指定を取り消すものとする。

### 6. 選定方法

---

指定管理者の選定は、「富士市文教施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションを実施し、応募者の中からスポーツ施設及び厚原スポーツ公園の設置目的を効果的に達成することができると認められる者を指定管理者の候補者として選定する。

## 7. 担当課

---

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地（市庁舎6階）  
富士市市民部文化スポーツ課 スポーツ担当  
電話番号 0545-55-2876（直通）  
FAX番号 0545-57-0177  
メールアドレス si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 8. 応募資格

---

### (1) 応募資格

- ・指定期間中、対象施設を安定的かつ安全円滑に管理運営できる法人又はその他の団体  
なお、単独の団体で担えない場合、グループで応募することも可能とする。この場合、応募時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めること。

### (2) 応募者の制限

次に該当する団体（構成団体も含む）は、応募者となることができない。

- ・富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に掲げる暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する団体
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体
- ・市の指名停止措置を受けている団体
- ・会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをしている団体
- ・市長又は市議会議員が代表者である団体（市が出資している法人等を除く。）

### (3) 財務基盤等の基準

本施設を指定管理期間中、安定的に運営管理することが可能な財務基盤が確保されていること。具体的には以下の基準を応募者の構成団体全てが満たしていること。

- ・経常利益が3期連続で赤字でないこと
- ・直近期が債務超過でないこと
- ・直近2年分の法人税や消費税等の税金の未納がないこと

### (4) 業務の再委託の制限

- ・すべての業務を一括して再委託することはできない
- ・個別の業務の再委託には市の承諾が必要

## 9. 今後のスケジュール

項目	日程	内容
公表	令和6年7月26日(金)	
指定管理者公募説明会 参加申込書	令和6年7月26日(金)～ 令和6年8月2日(金)	
説明会	令和6年8月7日(水)～ 令和6年8月9日(金)	現地確認を含む。
質問受付期間	令和6年8月13日(火)～ 令和6年8月16日(金)	質問・回答は、8月20日(火) までに富士市ウェブサイト公開
質問回答	令和6年8月20日(火)	
応募書類受付期間	令和6年8月13日(火)～ 令和6年8月27日(火)	最終日の午後5時15分までに市民 部文化スポーツ課(市役所6階)に 持参により提出すること。
審査の実施	令和6年9月中旬～下旬	事業者によるプレゼンテーションを 実施
結果通知	令和6年10月上旬	応募者に通知
議会の議決	令和6年11月予定	
指定管理者との協定締結	令和7年3月中	
業務開始	令和7年4月1日(火)	

## 10. 応募方法

### (1) 受付期間

令和6年8月13日(火)から令和6年8月16日(金)まで。なお、受付時間は日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (2) 提出方法

富士市市民部文化スポーツ課まで提出書類を正本1部、副本13部を直接持参すること。

### (3) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

### (4) その他

市が必要とする場合は、追加資料の提出等を求める場合がある。

## 11. 選考方法

---

### (1) 選考手順

市が設置する選定評価委員会において、参加事業者ごとに別紙2「富士市スポーツ施設指定管理者候補者選定審査基準」に基づいて評価を行う。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者から指定管理者の候補者を決定する。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行う。

### (2) 選考における審査基準

別紙2「富士市スポーツ施設指定管理者候補者選定審査基準」のとおり

### (3) プレゼンテーション実施日

令和6年9月中旬～下旬

時間、場所等の詳細については別途連絡する。

### (4) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。なお、総括責任者となる者は必ず出席すること。

### (5) プレゼンテーション審査内容

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクタ等を使用する場合は、事前に文化スポーツ課に相談すること。

### (6) その他

選定評価委員会での選考は非公開とする。

## 12. 結果の公表

---

選考結果については、富士市ウェブサイトで公表するとともに、令和6年10月上旬にすべての参加事業者宛に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 13. その他留意事項

---

### (1) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

### (2) 接触の禁止

選定評価委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

### (3) 重複応募の禁止

一法人（団体）につき、応募は一件とする。複数の応募はできない。

### (4) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできない。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではない。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人等の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い（著作権）

申請書類の著作権は、申請者に帰属するが、市長が必要と認める場合には、申請書類全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、事業計画書は、富士市情報公開条例の開示対象文書となるため、公表に際しては公開内容を当該申請者と協議の上、決定するものとする。

## 提出書類一覧

No.	書類名称	内容	様式
1	指定申請書		第 3 号様式
2	法人等概要書	共同事業体を構成してグループで応募する場合は、共同事業体を構成する法人ごとに概要書を作成すること	第 4 号様式
3	グループ構成員表	グループで応募する場合のみ提出	第 5 号様式
4	共同事業体の構成に係る協定書	グループで応募する場合のみ提出	—
5	委任状	グループで応募する場合のみ提出 (委任状は共同事業体の代表者に書類の作成、協定書の締結等に係る権限を委任する内容)	第 6 号様式
6	公共施設及び類似施設管理実績一覧		第 7 号様式
7	事業計画書	仕様書に掲げる事業内容に沿って計画すること。 なお、各事業の提案事項は、この書式に記載すること。(人員配置計画、収支計画書等を含む)	第 8-1 ~ 18 号様式
8	宣誓書	応募資格を満たしていることについての宣誓書	第 9 号様式
9	定款又は定款(案)、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	最新のもの	—
10	法人登記簿謄本	謄本は応募申込前 3 か月以内に発行されたもの (原本は正本に、副本には写しを添付すること。)	—
11	事業報告書等	直近 3 年間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又はこれに類するもの(事業開始から 3 年に満たない法人については、事業開始から直近までのもの) 公的機関から補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容	任意様式
12	納税証明書 (直近 2 年分)	直近 2 年分の法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書、その他の税について未納がないことの証明書	—

※共同事業体を構成してグループで応募する場合には、上記 3、4、5 のほか、共同事業体を構成する法人等ごとに上記 2, 9, 10, 11, 12 の書類を提出すること。



## 富士市スポーツ施設指定管理者候補者選定審査基準

### 1. 審査基準の位置付け

富士市スポーツ施設の指定管理者の指定を行うに当たり、施設を管理運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

### 2. 基本的な考え方

- (1) 評価に当たっては、申請書類、プレゼンテーション等を基にして、設定された基準により採点する。
- (2) 下記の選定方法を行った結果、選定対象となる応募者がいなくなる場合は、選定委員会で条件をつけた上で候補者として選定することができるものとする。

### 3. 選定方法

- (1) 委員ごとに選定評価シートにより採点を行い、委員全員の総合得点の合計が最も高いものを候補者に選定する。
- (2) 合計得点が同点の団体が複数あった場合は、同点の団体から委員の合議により候補者を選定する。
- (3) 委員全員の合計得点の平均が標準点（満点の 60/100）未満の場合は、選定の対象から除く。

## 評 価 基 準

### (1) 評価点（採点基準）

評点	評 価
5	とても優れている
4	優れている
3	指定管理者としての標準には達している
2	やや問題がある
1	問題がある

(2) 評価項目と配点

審査項目		配点
<b>■指定管理に係る基本方針</b>		
事業への参加動機、意欲	公の指定管理施設の管理運営にあたって参加の動機と意欲、実績について	5点
施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針	スポーツ施設や公園の特性や施設運営の基本方針を踏まえ、指定管理の取組方針について	5点
指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	指定期間における目標及び達成に向けた考え方について	5点
<b>■運営管理業務に関すること</b>		
基本的な運営内容	基本的な運営内容について	5点
利用者サービスの向上策	業務の実施にあたっての利用促進、利用者の利便性向上のための方法について	10点
営業、PR活動の方策	スポーツ施設や公園の魅力を発信していくためのPR方法及び利用者の拡大のための方策について	10点
自主事業に係る提案事項	スポーツ施設及び公園の目的等を踏まえた、自主事業について	10点
<b>■維持管理業務に関すること</b>		
植物管理や施設管理の実施方法	植物管理や、利用者が快適に利用できるような施設管理の具体的な実施方法について	5点
施設の保守点検、維持修繕の実施方法	スポーツ施設及び公園の機能を適切に維持するための修繕・保守点検についての考え方及び具体的な方法や内容、頻度について	5点
利用者の安全確保策	安全を確保する日常点検や警備、巡回などの方法について	5点
<b>■収支に関すること</b>		
支出について	必要経費や収入及び経費削減に向けた取組みについて	10点
利用料金、自主事業による収入について	施設の利用料金設定に関する考え方及び自主事業による独自の収入確保策について	10点
<b>■業務の実施体制に関すること</b>		
適切な管理運営のための組織体系及び人員体制	業務を遂行する人員体制について	5点
人材育成の考え方	職員の質的向上を目指すために行う方策や考え方について	5点
リスクマネジメントの考え方	スポーツ施設内及び公園内の秩序を維持し、事故、犯罪、地震・火災、水害、感染症等の災害から利用者を保護し、安全を確保するための方策について	5点
合計		100点